

検了	係	係長	課長補佐	課長	副部長	部長

令和 8 年度 第 号

鏡ヶ丘団地変状測定調査委託業務 見積参考資料

- ・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な業務費の見積りのための一資料であり、委託契約を拘束するものではありません。
- ・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
- ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

業務場所	高知市 大谷	
業務日数	着手 令和 年 月 日	
	完了 令和9年3月15日	河川水路課

設計金額	円	業務委託理由 本業務は、鏡ヶ丘団地の調整池周辺の構造物について、その変動状況を把握するものである。																								
内訳																										
業務費	円	業務の概要 <table border="0"> <tr> <td>測量業務</td> <td>打合せ</td> <td>N=</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基準点測量</td> <td>N=</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>定点測量</td> <td>N=</td> <td>68点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>定点設置</td> <td>N=</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>亀裂観測</td> <td>N=</td> <td>36点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予測及び結果とりまとめ</td> <td></td> <td>1式</td> </tr> </table>	測量業務	打合せ	N=	2回		基準点測量	N=	8点		定点測量	N=	68点		定点設置	N=	2点		亀裂観測	N=	36点		予測及び結果とりまとめ		1式
測量業務	打合せ		N=	2回																						
	基準点測量		N=	8点																						
	定点測量		N=	68点																						
	定点設置		N=	2点																						
	亀裂観測	N=	36点																							
	予測及び結果とりまとめ		1式																							
消費税及び地方消費税相当額	円																									
業務請負対象金額	円																									
消費税及び地方消費税相当額抜きの業務請負対象金額	円																									
摘要																										

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
測量設計費					
測量業務					
鏡ヶ丘団地					
変状測定調査					明細表 第1号
	式	1			
直接業務費					
諸経費					
	式	1			
測量業務価格					

明細表 第 1号
変状測定調査

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
打合せ 作業着手時, 完成時	回	2			
基準点測量 4級(簡易測量)	点	8			
定点測量 資料整理含む	点	68			
定点設置 地上埋設	点	2			
亀裂観測 パース観測	点	36			
予測及び結果とりまとめ	式	1			
1 式 当り					

公 表 単 価 一 覧 表

名称・規格1・規格2	単 位	単 価	摘 要
打合せ 作業着手時, 完成時	回	56,850	明細表 第1号 見積単価
基準点測量 4級(簡易測量)	点	10,857	明細表 第1号 見積単価
定点測量 資料整理含む	点	2,880	明細表 第1号 見積単価
定点設置 地上埋設	点	6,778	明細表 第1号 見積単価
亀裂観測 /キズ観測	点	4,497	明細表 第1号 見積単価
予測及び結果とりまとめ	式	128,700	明細表 第1号 見積単価

見 積 仕 様 書

本仕様書は、高知市河川水路課が発注する「鏡ヶ丘団地変状測定調査委託業務」に適用する。
本仕様書に基づき見積作成下さい。

1. 業務概要

- | | |
|----------|---|
| (1)業務名 | 鏡ヶ丘団地変状測定調査委託業務 |
| (2)業務場所 | 高知市 大谷(別紙「位置図等」参照) |
| (3)業務の定義 | 本業務は、当該団地造成時に施工された盛土用擁壁の移動量調査を行い変動状況を把握するものである。 |

2. 共通仕様

業務に際しては、本仕様書のほか、以下に記す参考図書に基づき実施しなければならない。

- (1)高知市技術職員業務必携
- (2)その他参考資料

3. 管理技術者の配置及び変更

- (1)管理技術者は、本業務の管理を行うために必要な能力及び経験を有するものであること。
- (2)管理技術者は、本業務が完了するまで原則として変更できない。ただし、傷病、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術力を有するものを配置し、発注者の了承を得なければならない。

4. 機械器具の検定

測量作業に使用する測量機器は測量作業規定に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明を提出すること。

5. 提出書類

成果品の提出部数は以下のとおりである。

- (1) 報告書 2 部
- (2) その他、監督職員が指示する資料等

6. 業務内容

費目・工種・種別	細別	数量	単位
測量業務			
・ 打合せ 作業着手時、完成時		2	回
・ 基準点測量 4級(簡易測量)	4点×2回	8	点
・ 定点観測 資料整理含む	17点×4回	68	点
・ 定点設置 地上埋設		2	点
・ 亀裂観測 ノギス観測	9点×4回	36	点
・ 予測及び結果とりまとめ		1	式

- (1) 打合せには過年度成果の照査を含む
- (2) 測量業務の実施箇所については、別紙「位置図等」を参照下さい。
- (3) 測量頻度については、年4回の観測予定。測定月は発注者との協議による。
- (4) トータルステーションによる座標管理(X、Y：側方管理)：4級基準点測量に準ずる。
- (5) レバリングによる沈下管理(Z：鉛直管理)：3級水準点測量に準ずる。
- (6) 定点設置は地上埋設とする。
- (7) ノギスによる開状観測：0.1mm単位での観測とする。

7. その他

本業務の施工にあたり疑義のある場合は、監督職員と協議するものとする。

特記仕様書

第1条 個人情報の保護について

個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第2条 業務の内容

別添委託業務仕様書のとおり。

第3条 熱中症対策補正について

現場の施設や設備に対する熱中症対策(作業員個人に対する費用を除く)を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に協議を行う。なお、協議により認められた対策については、実施した内容を確認した上で設計変更の対象とする。

第4条 成果提出物

- ・電子媒体(CD-R等)正副 各1部
- ・成果報告書(簡易製本版) 2部

第5条 業務履行中の情報共有システムの活用について

- 1 本業務は、監督職員及び受注者の間で受け渡される書類を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム活用の受注者希望型業務である。契約後、受発注者間の協議により活用を決定する業務委託である。なお、詳細については、「情報共有システム運用ガイドライン(案)(高知市)」によること。
- 2 システムを活用する際は、受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - (1) 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - (2) サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - (3) (2)の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員もしくは受注者判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議のうえ情報共有システムの利用を停止することができる旨
- 3 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第6条 電子納品について

- 3 本業務は、業務成果品を電子媒体で納品することにより、業務の効率化、省資源等を図る電子納品活用の受注者希望型業務である。なお、詳細については「電子納品運用に関するガイドライン 委託業務編(高知市)」によること。

第7条 その他

その他、疑義のある場合は、監督職員と協議するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守し、適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損等の防止その他の個人情報の適切な管理のために、法その他関係法令に基づき、高知市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱（令和5年2月24日制定）に定める安全管理措置と同等の措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の措置に係る規定等を整備するとともに、管理責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務を処理するための個人情報の管理の状況に係る自己点検に関する事項等の必要な事項を定め、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱うまでに書面により甲に通知しなければならない。

(従事者への監督及び教育の実施)

第4 乙は、この契約による業務の処理に関し、個人情報を取り扱う従事者を明確にし、当該従事者が本特記事項を遵守するように監督するとともに、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(取得の制限)

第5 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(取扱制限)

第6 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う権限を有する従事者及びその従事者に付与する権限を必要最小限のものとし、取り扱う権限を有しない従事者に個人情報の取扱いをさせてはならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約による業務の目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(消去等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合は、甲の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(複製等の制限)

第9 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の複製及び送信並びに個人情報が記録されている媒体の個人情報を取り扱う事務を実施する区域外への送付又は持ち出しをしてはならない。ただし、甲の指示又は承諾がある場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第10 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾を得た場合に限り、その取扱いを再委託先（再委託先が乙の子会社である場合を含む。）に委託することができる。再委託先が再々委託を行う場合を含み（再々委託先が再委託先の子会社である場合を含む。）、以降もまた同様とする。

(再委託先等の安全管理措置)

第11 乙は、再委託を行う場合は、再委託先に対して本特記事項における安全管理措置を講じさせなければならない。再委託先が再々委託を行う場合を含み、以降もまた同様とする。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（第9ただし書の規定により複製したものを含む。）を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは第8に規定する消去又は廃棄をするものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(点検及び実地検査等)

第13 乙は、定期に、及び甲から報告を求められた場合は随時に、乙がこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱状況及び本特記事項の遵守状況について点検を実施し、甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱状況及び本特記事項の遵守状況について、随時実地により乙に対して検査を行うことができる。

3 乙がこの契約による業務の処理を再委託する場合は、乙を通じて、又は甲により前項の検査を実施する。再委託先が再々委託を行う場合を含み、以降もまた同様とする。

4 乙は、前3項に定める点検又は実地検査の結果、甲からこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに関して改善を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における対応)

第14 乙は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本特記事項に違反した者に対し、法令又は内部規程その他関係規程に基づき厳正に対処しなければならない。

(損害賠償)

第 15 乙は、本特記事項に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第 16 甲は、乙が本特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

注 1 「甲」は高知市を、「乙」は受託者をいう。

位置図



大谷

高知商業高校

業務箇所

本宮町

本宮町

大谷

大谷

大谷

本宮町

大谷